

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
統計法施行令	別表第1の10の項	水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計に関する事務の処理	市町村	都	10の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における10の項第4欄(市町村長が行う事務)第2号から第5号まで及び第14号(同欄第2号から第5号までに係る部分に限る。)に掲げる事務については、東京都知事が行うものとされている
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第2条第3項	法律の一部準用の厚生労働大臣への報告	その他(保健所設置市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第3条第1項	狂犬病予防員の任命	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第2項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第5項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第10項(第14条第2項・第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第10条	狂犬病発生時の公示及び犬のけい留命令	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第13条	狂犬病発生時の犬の一せい検診及び予防注射	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第14条第1項	犬等の病性鑑定のための措置	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第15条	犬の移動の制限	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定による読み替えて適用される第16条	狂犬病発生時の交通の遮断又は制限	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第17条	狂犬病発生時の犬の集合施設の禁止	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の抑留	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条の2第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の薬殺	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第19条	厚生労働大臣の指示の受付	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第21条	抑留場の設置	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第23条	費用の負担	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第1項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第3項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他(保健所設置市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の機関	備考
狂犬病予防法施行令	第7条第4項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第8条	法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を薬殺する旨の周知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第1項	特定建築物の使用の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第2項	特定建築物に新たに該当する場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第3項	特定建築物に該当しなくなった場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第7条第4項	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者に対する処分の厚生労働大臣に対する申出	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第11条	特定建築物所有者等に対する報告徴集、検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条	特定建築物の所有者等に対する改善命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第2項	特定建築物に関する資料又は説明の要求	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第3項	維持管理方法の改善等の勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
と畜場法	第2条	適正確保のための必要な措置	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第2項	と畜場の設置の許可に関する申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第3項	と畜場の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第2項	許可を受けたと畜場に対する制限	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第7条第6項	衛生管理者に関する届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第8条	衛生管理者の解任の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第10条第2項(7条6項・7項を準用)	作業衛生責任者への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第12条第1項	と畜場使用料等の認可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第1項	例外的なとさつの届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
と畜場法	第13条第3項	例外的なとさつ等に対する指示	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第1項	とさつの検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第2項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第3項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第4項	例外的なとさつ等への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第5項	特定疾病の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第16条	とさつ解体の禁止等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第17条第1項	報告の徴収等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第1項	と畜場の設置の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第2項	とさつ等の停止命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第1項	と畜検査員の任命	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第2項	と畜検査員の事務	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第20条	厚生労働大臣からの調査の要請等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第4条	例外的なとさつの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第5条第1項	例外的な牛の皮等の持出しの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第6条第4項	厚生労働大臣が行うこととされている確認検査の代理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第7条	検査の申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第9条	検印の押捺	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第3条	牛海綿状脳症の発生等が確認された場合に必要措置を行うこと	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第7条第1項	と畜場における牛海綿状脳症に係る検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の例外的許可	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第10条第2項	協力依頼	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第12条	調査研究体制の整備等	その他 (保健 所設置 市)	都	
水道法	すべて(第32条、第 33条第1・3・5項、第 34条第1項により読 み替えて準用される 第13条第1項・第24 条の3第2項、第36 条第1～3項、第37 条、第39条第2・3項 を除く)	左記の条項に係る事務すべて	市町村	都	特別区に関する読替:法第49条の規定により、特別区の存する 区域においては、法律中「市町村」とあるのは「都」と読替え
感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律	第31条第2項	生活の用に供される水の使用制 限等	市町村	都	
感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律	第57条第4号	市町村の支弁すべき費用	市町村	都	
食品衛生法	第28条第1項	営業を行う者等からの報告聴取 等	その他 (保健 所設置 市)	都	○東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関す る法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関す る政令」により都が実施。 ○卸売市場(花き市場を除く。)に係るものに限る。
食品衛生法	第28条第4項	登録検査機関への試験に関す る事務の委託	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第30条第2項	食品衛生監視員に対する監視 指導命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第48条第8項	食品衛生管理者の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第52条第1項	飲食店営業等を行う者に対する 許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第52条第2項	飲食店営業等を行う者に対する 許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第52条第3項	飲食店営業等を行う者に対する 許可への条件付加	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第53条第2項	許可営業者の地位の承継の届 出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第54条第1項	違反営業者等に対する廃業命 令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第54条第2項	違反営業者等に対する廃業命 令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第55条第1項	違反営業者に対する許可の取 消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定によ り読み替えて適用さ れる第56条	違反営業者に対する改善命令 等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
漁業センサス規則	第8条第2項	漁業センサス海面調査員に対す る調査区の指定	市町村	都	
漁業センサス規則	第8条第3項	漁業センサス海面調査員の調査 実施上の指導	市町村	都	
漁業センサス規則	第9条第1項	漁業センサス海面調査員証の交 付	市町村	都	
漁業センサス規則	第12条第3項	調査客体候補者名簿の補正	市町村	都	

別表第1-4(特別区の特例)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
漁業センサス規則	第13条	調査区の設定	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第1項	調査客体名簿の作成	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第2項	調査客体名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第15条第1項	調査票等の送付	市町村	都	
建築基準法	第3条第1項第3号	適用の除外	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
建築基準法	第3条第1項第4号	適用の除外	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条	建築確認申請の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条の2第10項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条の2第11項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条の2第12項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第7条	建築物に関する完了検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第7条の2第3項	指定確認検査機関による完了検査引き受けの通知の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第7条の2第6項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第7条の2第7項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の機関	備考
建築基準法	第7条の3第1項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項第2号	中間検査を実施すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第7条の3第4項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第5項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第7項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の4第2項	指定確認検査機関による中間検査引き受けの通知の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の4第7項	国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査の際の、報告書の受理及び建築基準関連規定不適合の場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の6第1項第1号	検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第9条	違反建築物に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第10条第1項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第10条第2項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第10条第3項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第11条	第三章の規定に適合しない建築物に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第12条	建築物、建築設備に関する定期報告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第1項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第2項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第3項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第4項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第5項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第6項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第7項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第8項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の繰渡	備考
建築基準法	第18条第9項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第10項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第11項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第12項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第13項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第14項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第15項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第16項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第17項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第18項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第19項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第20項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第21項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第22項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第23項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第22条	屋根の構造について、防火地域及び準防火地域以外の区域で国交大臣の認定を受けたもの等にしなければならない区域の指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第42条第1項	都市計画審議会の議を経て道路の幅員を6メートルとする区域を定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第43条	敷地等と道路との関係	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第44条（第9条第2項～第6項・第15項を準用）	道路内の建築制限	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第45条	私道の変更又は廃止の制限	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第46条	壁面線の指定、指定にあたっての意見の聴取等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第47条	壁面線による建築制限の例外についての許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第48条	用途地域等で制限される建築物の用途以外の建築物の建築(増改築等を含む)への対応(意見聴取、建築審査会へ同意を求め、許可等)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置が都市計画決定されていない場合の敷地の位置の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第1項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第52条第8項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第52条第2項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(前面道路の幅員が12メートル未満の場合)	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第10項	前面道路の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第11項	壁面線の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第14項	容積率の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第15項(第44条第2項を準用)	法第52条第10項・第11項・第14項の許可にあたっての建築審査会の同意を得ること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第53条第1項	都市計画審議会の議を経て行う用途地域の指定がない区域の建ぺい率の設定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第53条第4項	建ぺい率の特例の許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第53条第5項第3号	前各項に規定する建ぺい率の適用除外建築物の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第53条第7項(第44条第2項を準用)	法第53条第4項・第5項第3号の許可にあつての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第3号	建築物の敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第4号	建築物の敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第53条の2第4項(第44条第2項を準用)	法第53条の2第1項第3号・第4号の許可にあつての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第55条第2項	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第55条第3項	建築物の高さ制限の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第55条第4項	法第55条第3項の許可にあつての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第56条第1項第1号ニ	都市計画審議会の議を経て行う用途地域の指定がない区域内の建築物に対する建築物の各部分の高さの指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第56条第1項第2号・第2号イ	都市計画審議会の議を経て建築物の各部分の高さに関する第56条第1項の規定の例外を適用する区域の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第56条の2第1項	建築審査会の同意を経て行う日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の帰属	備考
建築基準法	第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の2第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の2第3項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の2第4項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の3第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定の取消しに係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の3第2項	指定の取消し、公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の3第3項	指定の取消し、公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の4第1項	建築審査会の同意を得て行う特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外的許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第59条第1項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第59条第4項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第59条の2	総合設計の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第60条の2第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う都市再生特別地区における容積率等の制限の適用除外に係る許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第67条の2第3項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第67条の2第5項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における壁面位置制限の適用除外の許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第67条の2第9項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における間口率及び高さの制限の適用除外の許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条	建築審査会の同意を得て行う景観地区における高さ等の制限の適用除外の許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の3第2項	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第68条の7第1項	予定道路の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の7第5項	建築審査会の同意を得て行う予定道路を前面道路とみなすことの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第73条	建築協定の認可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第74条	建築協定の変更	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第75条の2	建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第76条	建築協定の廃止	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第76条の3第2項	建築協定の設定の特則	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第77条の31	指定確認検査機関への立入検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第77条の32	照会及び指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第84条	被災市街地における建築制限	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第85条第1項	非常災害時の仮設建築物に対する制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の種別	備考
建築基準法	第85条第3項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第85条第4項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第85条第5項	仮設建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第86条	一の敷地とみなすこと等による 制限の緩和認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第86条の2	公告認定対象区域内における 一敷地内認定建築物以外の建 築物の位置及び構造の認定等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第86条の5	一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅 施設についての制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第86条の8	既存の一の建築物について二 以上の工事に分けて工事を行う 場合の制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第90条の2第1項	工事中の特殊建築物等に対す る措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第90条の3	工事中における安全上の措置 等に関する計画の届出	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第93条	許可又は確認に関する消防長 等の同意等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第93条の2	建築計画概要書の閲覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法	第94条	不服申立て	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第10条第4号ハ	法第6条の3第2項の規定の趣旨により規則で規定を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第32条第1項第1号	衛生上特に支障がない(ある)と認めて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第32条第2項	地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第42条第1項	地盤が軟弱な区域として国土交通大臣の定める基準に基づいて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第46条第4項	その地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第86条第2項	多雪区域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第86条第3項	垂直積雪量を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第86条第4項	屋根形状係数を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第88条第2項	地盤が著しく軟弱な区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第91条第2項	設計基準強度の上限の数値を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第115条の2	周囲の状況により延焼防止上支障がない建築物と認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第130条の2の3第2項	法第51条ただし書き許可を要しない場合の基準となる増築、用途変更の規模の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第130条の10第2項	法第55条第2項に規定する第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における高さの限度を12メートルとする建築物の敷地面積を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第130条の12第5号	建築物の後退距離の算定の特例のうちその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して建築物を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第131条の2第1項	前面道路とみなす道路が接する街区の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第2項	計画道路・予定道路に面する建築物に係る当該計画道路等の前面道路としての指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第3項	壁面位置制限の限度に関し、安全上、防災上及び衛生上支障がないことの認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の3第2項	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の4第2項	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の12第2項	日影による中高層の建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特別等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第135条の16第3項	高層住居誘導地区等及び商業地域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第135条の18第5号	容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条第3項	土地の状況に応じた敷地面積の規模を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条の12第1項 (第136条第2項を準用)	土地の状況に応じた一団地の面積の規模を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第144条の4	道に関する基準における例外的認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第1条の3第7項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第2条の2第4項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第3条第6項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第3条の5第4項	確認審査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第2号	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第5号	工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めた書類を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第4条の7第4項	完了検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第2号	中間検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第4号	工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めた書類を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の11	特定工程の指定に関する公示	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第4条の14第4項	完了検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第1項	仮使用承認の申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第2項	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事由があるということを認めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第4項	仮使用承認の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の17	違反建築物の公告の方法を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第1項	建築物の定期報告の時期を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第3項	建築物の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第5条第4項	建築物の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第1項	建築設備等の定期報告の時期を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第3項	建築設備等の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第4項	建築設備等の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第1項	台帳への記載事項を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第3項	台帳をファイル等で提出することの許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第5項	台帳の保存期間を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第6項(第2条の2第4項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第7項(第3条第6項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第2号を準用)	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第5号を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第1項を準用)	仮使用承認の申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第2項を準用)	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事由があるということとを認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第4項を準用)	仮使用承認の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第9条	道路の位置の指定の申請の提出先	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条	指定道路等の公告及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第1項	許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第2項・第3項	許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第4項	工作物許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第5項(第2項・第3項を準用)	工作物許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の2第1項	認定関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の2第2項・第3項	認定関係規定の申請に対する認定等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項	特例容積率の限度の指定の申請書の提出先	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項第4号	特例容積率の限度の指定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第2項・第3項	特例容積率の限度の指定の申請に対する許可等の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の6	特例容積率の限度に係る公告の方法を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項第3号	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第2項・第3項	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請に対する許可等の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項第4号	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第2項	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定に係る申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第2項第3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の16第3項	一般地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項第3号	一般地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第4項・第5項	一般地内認定建築物等に関する申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の20	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定等に係る公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しの申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項第3号	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しに係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第2項・第3項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しに係る申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22(第10条の20を準用)	認定の取り消しに係る公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第5項・第6項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第8項・第9項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定に係る申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の24第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更の申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第2項 (第10条の23第8項・第9項を準用)	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更に係る申請に対する通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の2第1項	安全上の措置等に関する計画届(変更を含む)の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の3第1項	磁気ディスク等による手続を認める区域と磁気ディスクによる場合の方法を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第2項	建築概要計画書等を閲覧に供すること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第3項	建築概要計画書等の閲覧に関する規程を定め告示すること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第1項	特別特定建築物に係る基準適合命令等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第2項	国等の特別特定建築物に係る基準適合措置の要請	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第3項	建物移動円滑化基準に適合させるために必要な措置に対する指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第16条第3項	特定建築物の建築主等の努力義務等 (建築主への指導及び助言)	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第3項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第4項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事のお知らせ	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第5項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事のお知らせ	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更にかかる認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第21条	認定建築主等に対する改善命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第1項	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第2項（建築基準法第93条を準用）	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定を行う際の消防長等の同意を得ること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第3項	報告及び立入検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第4項	報告及び立入検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第1項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第2項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
都市の低炭素化の促進に関する法律	第54条	低炭素建築物新築等計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条	低炭素建築物新築等計画の変更	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第56条	低炭素建築物新築等計画の状況の報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条	改善命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条	低炭素建築物新築等計画の取消	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第59条	認定建築主への助言及び指導	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第43条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第46条（規則第43条第1項を準用）	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置等の届出	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
浄化槽法	第5条第3項	届出に係る浄化槽の設置又は 変更の計画の変更又は廃止の 命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第5条	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこと とするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中にお いては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別 区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準 法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に 建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第1項	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第2項	建築主事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第3項	建築主事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第4項	建築主事からの確認済証若しく は通知書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第6項	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第7条	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第8条	長期優良住宅建築等計画の変 更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第9条	長期優良住宅建築等計画の変 更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第10条	計画の認定を受けた者が有して いた地位の承継の承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第12条	建築及び維持保全の状況について報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第13条	改善に必要な措置の命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第1項	計画の認定の取消し	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第2項	計画の認定の取消しの通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第15条	認定計画実施者への助言及び指導	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項	建替計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第1項	建替計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第2項	建替計画の認定にあたり、建築主事に同意を得ること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第5項	建替計画の認定の建築主事への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第7条	建替計画の変更の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第8条	建替えの状況の報告徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第9条	認定事業者の地位承継に係る承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第10条	改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第11条	建替計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第1項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第3項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告に係る権利者への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第4項	延焼等危険建築物に対する立ち入り検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第116条	特定地区防災施設である道が予定道路として指定された場合の促進地区内防災街区整備地区計画の区域内建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第3条第2項	所管行政庁となる建築物	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	第3条	建替計画の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第7条	要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断結果の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第1項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令を行った場合の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項後段	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合に、所管行政庁が耐震診断を行うことの公告	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第3項	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合の耐震診断の実施	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	耐震診断の結果の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	建築物の耐震改修計画の変更認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第1項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第2項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第3項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示に従わなかった場合の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第13条第1項	要安全確認計画記載建築物に係る報告の徴収、立入検査の実施	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第1項	特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第2項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指示	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の機関	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第3項	特定既存耐震不適格建築物に関する指示に従わない場合の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第4項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する報告の徴収等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第16条第2項	要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第3項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第4項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって建築主事に同意を求めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第5項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって消防長等に同意を求め、書類の閲覧請求があった場合の閲覧	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第10項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	耐震改修計画認定の建築主事への通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第19条	計画認定建築物に係る報告の徴収	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第20条	認定事業者に対する改善命令	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第21条	計画の認定の取消し	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条第2項	建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第23条	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第24条第1項	基準適合認定建築物に係る報告、検査等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条第2項	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第1項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る助言、指導	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第2項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第3項	第17条第2項の指示に従わない場合の公表	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第4項	要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収、検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第74条第1項	建築物に係る指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第1項	第一種特定建築物に係る届出等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第2項	第一種特定建築物に係る届出に係る事項を変更すべき旨の指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第3項	第2項の指示に従わない場合の公表	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第4項	第2項の指示に係る措置を取る べきことを命じること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第5項	第一種特定建築物の維持保全 の状況の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第6項	エネルギーの効率的利用に資す る維持保全をすべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第1項	第二種特定建築物に係る届出 等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第2項	第二種特定建築物に関する必 要な措置をとるべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第3項	第二種特定建築物の維持保全 の状況の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第4項(第 75条第6項を準用)	第二種特定建築物に係るエネル ギーの効率的量に資する維持 保全をすべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第76条第3項	登録建築物調査機関の調査結 果の報告徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第87条第10項	特定建築物等に対する立入、検 査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律施行令	第31条第1項	特定建築物に係る報告徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律施行令	第31条第2項	特定建築物等に対する立入、検 査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第19条	引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言	その他（保健所設置市）	都	東京では、法附則第11条に定める経過措置により都が実施
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第1項	関連事業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する勧告	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第2項	フロン類回収業者に対するフロン類の回収に関する基準の遵守に関する勧告	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第3項	関連事業者に対する勧告に係る措置の命令	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第1項	引取業者の登録	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第2項	引取業者の登録の更新	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第43条第1項	引取業登録申請書の受理	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第1項	引取業者登録簿への登録	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第2項	引取業登録申請者への登録の通知	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第1項	引取業の登録の拒否	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第2項	引取業登録申請者への登録の拒否の通知	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第1項	引取業者の変更の届出の受理	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第2項	引取業者登録簿への変更登録	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第3項	引取業変更登録届出者への変更登録の通知	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第47条	引取業者登録簿の閲覧	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第48条第1項	引取業者の廃業等の届出の受理	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第49条	引取業者の登録の抹消	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第1項	引取業者の登録の取消し等	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第2項	引取業者への登録の取消し等の通知	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第1項	フロン類回収業者の登録	その他（保健所設置市）	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第2項	フロン類回収業者の登録の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第54条第1項	フロン類回収業登録申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第1項	フロン類回収業者登録簿への登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第1項	フロン類回収業の登録の拒否	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第1項	フロン類回収業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第2項	フロン類回収業者登録簿への変更登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第3項	フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第1項	フロン類回収業者の登録の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第2項	フロン類回収業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第59条	フロン類回収業者登録簿の閲覧、フロン類回収業者の廃業等の届出の受理、登録の抹消	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第1項	解体業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第2項	解体業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第61条第1項	解体業許可申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第62条第2項	解体業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第63条第1項	解体業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第64条	解体業者の廃業等の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第66条	解体業者の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第1項	破砕業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第2項	破砕業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第68条第1項	破砕業許可申請書の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第69条第2項	破砕業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第1項	破砕業者の変更の許可	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第2項	破砕業変更許可申請者への変更不許可の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第71条第1項	破砕業者の変更の届出の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第72条	破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消し等	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第4項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第5項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第6項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第1項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第3項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告に係る措置の命令	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第1項	解体業等の許可に関する警視総監等への意見聴取	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第2項	解体業等の許可取消しに係る警視総監等への意見聴取	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第126条	警視総監等による解体業者又は破砕業者に関する意見陳述の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第127条	関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第1項	関連事業者に対する報告徴収	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第2項	情報管理センターに対する報告徴収	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第131条第1項	関連事業者に対する立入検査	その他 (保健所設置市)	都	同上